

資料名 ※一覧にはリンクを設定していません。ページ移動にはPDFのしおり（ブックマーク）をご利用ください。

1-2-1-1_教員の配置状況

1-2-1-2_開設授業科目一覧

1-2-2_教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧

1-2-5_SDの実施内容・方法及び実施状況一覧

1-3-1_法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧

2-1-1_責任体制等一覧

2-1-2_教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧

2-2-1_自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）

2-3-1_司法試験の合格状況

2-5-1_教員の採用・昇任の状況（過去5年分）

2-5-2_教員評価の実施状況（直近3回程度）

2-5-3_FDの実施内容・方法及び実施状況一覧

3-7-2_過去5年間に於ける教員の研究専念期間取得状況

4-2-1_入学者選抜の方法一覧

4-3-1_学生数の状況

基準1-2 教育活動等を実施する上で必要な教員等が適切に配置されていること、必要な運営体制が適切に整備されていること

分析項目1-2-1 大学院設置基準等が設置基準及び各に照らし、必要な人数の専任教員及び兼任教員を配置していること

【分析の手順】

- 教育上主要と認める授業科目の定義を確認し、該当する授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況(該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数)を確認する。
- 教育上主要と認める授業科目への専任の教授、准教授の担当については、実際に授業を担当しない場合でも、専任の教授又は准教授が授業の内容、実施、成績に関して責任を持っている場合は、その授業科目を分析項目の状況に準ずるものとして分析することが可能

基準3-4 学位授与方法及び履修期間等に関して、法科大学院として、法科大学院より必要と認められるべき教育方法が採用されていること

分析項目3-4-1 授業科目の区分、内容及び到達目標に比べて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

【分析の手順】

- 授業の内容及び方法等が、大学設置基準等が設置基準の規定を満たしており、それが学生に対して明示されていることを確認する。
- 法律基本科目において同時に授業を行う学生数が50人を超える授業科目が6科目の場合は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮し、十分な教育効果(成果)を齎せるものとなっていることを口頭確認する。
- 同時に授業を行う学生数が少ない授業科目がある場合は、当該授業科目の教育効果が十分に上げられるものとなっていることを確認する。

分析項目3-4-4 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として50人以下となっていること

【分析の手順】

- 法律基本科目において同時に授業を行う学生数が50人を超える授業科目が6科目の場合は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮し、十分な教育効果(成果)を齎せるものとなっていることを口頭確認する。
- 同時に授業を行う学生数が少ない授業科目がある場合は、当該授業科目の教育効果が十分に上げられるものとなっていることを確認する。

分析項目3-4-5 各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法に基づき大学の定めに則したものであること

【分析の手順】

- 授業時間の設定が、授業の方法(講義、演習、実習)に応じて、単位数との関係において学則又は大学院学則等に則したものであることを確認する。

開設授業科目一覧(別紙様式1-2-1-2)

学期区分:モジュール制を採用

Table with columns: 科目, 主要授業科目, 連携開設科目, 授業科目名, 配当年次, 学期, 時間数, 単位数, 必修・選択等, 開講方法, 授業方法(形態), 受講学生数 (LSの学生, LSPの学生), 担当教員 (教員名, 分類), 開設単位数, シラバス等のページ, 備考. The table lists various law courses such as '民法I-A', '刑法I', '民法II', etc., with their respective details.

(注) 1. 評価実施年度の5月1日現在で、当該年度開設授業科目(当該年度入学生適用)を記入してください。なお、評価実施年度に開設されていない授業科目(不開講、隔年開講等)についても記入してください。不開講の授業科目については、その理由を「備考」に開示し(例:教員未定のため、カリキュラム変更による当該年度未開講など)記入してください。
2. 「学期区分」については、採用している学期の種類(セメスター制、トリーマセスター制等)を記入してください。
3. 「主要授業科目」については、大学設置基準第8条に規定する教育上主要と認められる授業科目に該当する授業科目に「○」を記入してください。
4. 「連携開設科目」については、専修学院大学院設置基準第5条の3に規定する、当該専修学院とある大学に連携して開設する授業科目に「△」を記入してください。また、当該専修学院とある大学の関与大学等連携推進法人を設立し開講している授業科目に該当する授業科目に「◎」を記入してください。
5. 「授業科目名」については、開設している授業科目を、4つの科目(法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、前期・後期科目)に分類して記入してください。ただし、4つの科目に区分することができない授業科目については、新たに科目名を付け追加して記入してください。
6. 「配当年次」については、配当年次が複数ある場合は、該当する学年年次をすべて記入してください(例:2,3年次配当の場合は、「2-3」と記入してください)。
7. 「時期」については、「前期」「後期」の区分を記入してください。また、教員が異なる場合は、「前期後期」を記入してください。1授業科目に異なる時期の区分を記入してはならない。
8. 「時間数」については、当該開設授業科目における総時間数(例:90分授業が15回行われる場合は、2.2,5時間となります)を記入してください。ただし、試験時間については、含まないものとします。
9. 「単位数」については、規則等により定められた当該授業科目の単位数を記入してください。1つの授業科目が複数クラス開講されている場合は、重複して加算してはなりません。
10. 「必修・選択等」については、「必修」、「選択」、「選択必修等」の区分を記入してください。
11. 「開講方法」については、「毎年」、「隔年」の区分を記入してください。なお、隔年開講については、今年度開講していない隔年○、開講してはいる隔年×と記入してください。また、毎年開講するが、評価実施年度に不開講の授業科目については、「毎年(不開講)」と記入してください。
12. 「授業方法(形態)」については、「講義」、「演習」、「実習」等各授業科目の実施形態を記入し、これらを組み合わせた場合には該当する形態をすべて記入してください。
13. 「受講学生数」については、「LSの学生」には当該法科大学院の学生の人数、「LSPの学生」には当該法科大学院の学生の人数をそれぞれ記入してください。また、同一授業科目を複数クラス開講している場合には、それぞれ記入してください。
14. 「担当教員」については、1つの授業科目を複数教員が担当している場合は、担当教員全員を記入し、当該授業科目の内容、実施及び成績評価について責任を持つ教員には、氏名の前に「◎」を付けてください。また、1つの授業科目が複数クラス開講されている場合は、各クラスの担当教員については、それぞれ記入してください。(例:◎山田太郎、◎山田太郎、◎山田太郎)
15. 「開設単位数合計」については、法律基本科目の法基本(民法系、刑事系)、法律実務基礎科目の法実務(民法系、刑事系)、基礎法学・隣接科目、前期・後期科目の各科目区分がそれぞれ一つの枠になっていますので、それぞれに該当する授業科目の単位数を記入してください(RR)には数式を設定しております。列の挿入等により、参照数値がずれる場合には修正してください。直接数値を記入していただく方がよいです。
16. 「シラバス等のページ」については、シラバスの授業計画を記載した冊子中の該当ページを記入してください。

別紙様式1-2-2

筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻

基準1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

分析項目1-2-2 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること

※「法科大学院の運営に関する重要事項」とは、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項をいう。

【分析の手順】

- ・教授会等について、構成、所掌事項等を確認する。
- ・教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

教授会等の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-2-2）

会議等名称	規程上の開催頻度	前年度における開催実績
筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教育会議 （法曹専攻の運営や教育に関する重要事項等について審議する会議）	規程上はなし（年度当初に会議にて開催日決定。原則として月1回）	24回（定例12回＋臨時12回）
筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻教育会議（旧組織）	規程上はなし（年度当初に会議にて開催日決定。原則として月1回）	15回（定例12回＋臨時3回）
筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教員会議 （主に法曹専攻の教員採用、昇任との教員人事について審議する会議）	規程上はなし（適宜）	2回
筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院運営委員会	規程上はなし（年度当初に会議にて決定。原則として月1回）	22回（定例11回＋臨時11回）
筑波大学大学院ビジネス科学研究群等共同運営委員会（新組織）	規程上はなし（年度当初に会議にて決定。原則として月1回）	12回（定例11回＋臨時1回）
筑波大学大学院ビジネス科学研究科運営委員会（旧組織）	規程上はなし（年度当初に会議にて決定。原則として月1回）	12回（定例11回＋臨時1回）
筑波大学ビジネスサイエンス系運営委員会	規程上はなし（年度当初に会	11回

別紙様式1-2-2

筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻

	議にて決定。原則として月1回)	
筑波大学ビジネスサイエンス系人事委員会	規程上はなし(年度当初に会議にて決定。原則として月1回。)	1 1回
法曹専攻教務委員会	原則月1回	1 2回
法曹専攻入試委員会	規程上はなし(適宜)	9回

別紙様式 1 - 2 - 5

筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻

基準 1 - 2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

分析項目 1 - 2 - 5 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

※「スタッフ・ディベロップメント（SD）」とは、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるとともに、その他必要な取組を行うことをいう。

【分析の手順】

- ・SDの実施内容・方法及び実施状況（参加状況を含む。）を確認する。

SDの実施内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 1 - 2 - 5）

研修会等の名称	主催	実施内容・方法（年・月）	対象者	法科大学院からの参加者数
東京キャンパス大学院FD研修会	筑波大学	講義・パネルディスカッション (2023年3月)	<input checked="" type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	11人
ビジネスサイエンス系科研費セミナー	筑波大学ビジネスサイエンス系	講義(2023年7月)	<input type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input type="checkbox"/> 事務職員	11人
INFOSS 情報倫理研修	筑波大学	eラーニング(3年度に1度)	<input checked="" type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	15人
研究倫理 e-learning [eL CoRE] & APRIN eラーニングプログラム (eAPRIN)	eL CoRE: 日本学術振興会 eAPRIN: 公正研究推進協会	eラーニング(就職時)	<input type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input type="checkbox"/> 事務職員	13人

ハラスメント防止セミナー	筑波大学	eラーニング (2023年3月)	<input checked="" type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	15人
ハラスメント防止セミナー	筑波大学	eラーニング (2023年12月)	<input checked="" type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	19人
教育研究費の不正防止のためのコンプライアンス教育	筑波大学	eラーニング (2021~2023年)	<input checked="" type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	15人
研究倫理FD研修会	筑波大学	ウェビナー (2024年3月)	<input checked="" type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input type="checkbox"/> 事務職員	1人
安全保障輸出管理に関するeラーニング	筑波大学	eラーニング (2024年5月)	<input type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input type="checkbox"/> 事務職員	11人

基準 1 - 3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目 1 - 3 - 1 法令により公表が求められている事項を公表していること

【分析の手順】

- ・法科大学院の目的、方針その他法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1 - 3 - 1）

※ 公表状況について、ウェブサイトで公表している場合は、その情報が掲載されているウェブページが直接閲覧できる URL を記載してください。ウェブサイト以外で公表している場合は、URL ではなく具体的な公表方法を記載してください。

※ 他の法令等の箇所において記載してもらった場合には、「公表状況」欄において該当 No を記載しています。

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)		公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
《学校教育法 第109条》			
1	第1項	大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。	自己点検・評価報告書 令和3年度 自己点検評価報告書 筑波大学 法科大学院 (tsukuba.ac.jp)
《学校教育法施行規則 第158条》			
2		学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	※該当する場合のみ記載
《学校教育法施行規則 第172条の2》			
3	第1項	大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。	
4		一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること	https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/outline/philosophy/
5		二 教育研究上の基本組織に関すること	https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/outline/
6		三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に	https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/sennin/

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
	関すること	
7	四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/entrance/result/ https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/data/students/ https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/data/graduate_n/
8	五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に関すること	https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/curriculum/
9	六 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	※No17～18に記載
10	七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/outline/lawlibrary/
11	八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	※No26に記載
12	九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	概要 筑波大学 法科大学院 (tsukuba.ac.jp)
13	第2項 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第一百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。	https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/ http://tsukuba-academia.com/
14	第4項 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。	※No16に記載
《法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律第5条》		
15	法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、	

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
	次に掲げる事項を公表するものとする。	
16	一 当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力	https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/outline/philosophy/
17	二 当該法科大学院における成績評価の基準及び実施状況	https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/promotion/
18	三 当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況	https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/promotion/ https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/datal/graduate_n/
19	四 当該法科大学院における司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)第四条第二項第一号の規定による認定の基準及び実施状況	https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/modelcase/
20	五 当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況	https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/datal/graduate_n/
21	六 その他文部科学省令で定める事項	※No23～29に記載
《専門職大学院設置基準 第20条の7》		
22	連携法第五条第六号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	
23	一 入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること	https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/entrance/result/
24	二 当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中で退学した者の占める割合	https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/datal/graduate_n/
25	三 当該法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称	https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/curriculum/
26	四 授業料、入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること	https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/entrance/entrancefee/
27	五 当該法科大学院に入学した者のうち連携法第十条第一号又は第二号に該当していた者それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者(当該法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。)であって、司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)第一条第一項に規定する司法試験(以下単に「司法試験」という。)を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合	https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/entrance/result/ https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/datal/examination/

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
28	<p>六 連携法第六条第一項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定（次条第二項において「認定法曹養成連携協定」という。）の目的となる法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）にあっては、当該認定連携法科大学院に入学した者のうち当該認定連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者（当該認定連携法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合</p>	<p>※該当する場合は、別紙様式 1 - 3 - 2 に記載（当様式には記載不要）</p>
29	<p>七 当該法科大学院の課程に在学する者であって、司法試験法第四条第二項の規定により司法試験を受けたものの数及びこれらのもののうち当該試験に合格したものの占める割合</p>	<p>https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/modelcase/</p>

別紙様式 2 - 1 - 1

筑波大学大学院人文社会ビジネス科学研究科法曹専攻

基準 2 - 1 (重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

分析項目 2 - 1 - 1 法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること

【分析の手順】

- ・自己点検・評価の実施に責任を持つ組織及び責任者の役職名（大学における最終的な責任者が学長であることを前提として、法科大学院における教育活動等の質保証に関して最終的な責任をもつ者）が定められていることを確認する。
- ・教育課程、入学者の受入れ、施設及び設備、学生支援等について責任を持つ組織と、自己点検・評価の責任者との連携の状況（委員会等の組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載）を確認する。

責任体制等一覧（別紙様式 2 - 1 - 1）

確認すべき要素	法科大学院における状況	根拠規定
自己点検・評価の実施に責任を持つ組織	自己点検評価委員会	筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻自己点検評価実施要綱第 1 条
自己点検・評価の実施にかかる責任者の役職名	自己点検評価委員長	人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における自己点検評価に関する申合せ第 2 条第 5 項
教育課程、入学者の受入れ、施設設備、学習支援等について責任を持つ組織と自己点検・評価の責任者との連携状況	教育課程については教務委員会、入学者の受け入れについては入試委員会、施設及び設備については施設委員会、学習支援については学生委員会を設置している。 自己点検評価委員長は、自己点検評価委員会による評価に先立っ	人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における自己点検評価に関する申合せ第 3 条・第 4 条

	<p>て自己点検の項目につき担当委員会に自己点検の実施を委託する。具体的には、教育の理念及び目標・教員組織・管理運営組織については運営委員会、教育内容・教育方法・成績評価及び修了認定・有職社会人の特性を踏まえた対策については教務委員会、教育内容等の改善措置に関する事項についてはFD委員会、入学者選抜については入試委員会、学生の支援体制については学生委員会、施設・設備及び図書館等については施設委員会、修了者の進路及び活動状況については広報・修了生委員会、法曹専攻が提出した法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの取り組みの達成状況については教育プログラム検討委員会が担当委員会である。</p> <p>上記各委員会の委員長は所定の期日までに自己点検の結果を自己点検評価委員長に報告することが義務付けられている。この報告を受けて自己点検評価委員会において審議を行い、必要であれば分析のやり直しや改善方策の検討のために担当委員会に差し戻しを行った上で、自己点検評価報告書を取りまとめ法曹専攻教育会議に諮る。</p> <p>自己点検評価報告書は、法曹専攻教育課程連携協議会の学外有識者委員に対して教育課程連携協議会の開催前に送付し、教育課程連携協議会において検証を受けることが定められている。</p>	<p>筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻運営委員会規程第2条第8号</p> <p>筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻教務委員会規程第2条第9号</p> <p>筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻FD会議規程第3条第3項第2号</p> <p>筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻入試委員会規程第2条第10号</p> <p>筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻学生委員会規程第2条第6号</p> <p>筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻施設委員会規程第2条第4号</p>
--	--	--

筑波大学人文社会ビジネス科学学
術院法曹専攻広報・修了生委員会規
程第 2 条第 5 号

筑波大学人文社会ビジネス科学学
術院法曹専攻教育プログラム検討
委員会規程第 2 条第 3 号

人文社会ビジネス科学学術院法曹
専攻教育課程連携協議会に関する
内規第 2 条第 1 項第 3 号

別紙様式2-1-2

筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻

基準2-1(重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

分析項目 2-1-2 教育課程連携協議会が設けられていること

【分析の手順】

- ・関係法令に則して教育課程連携協議会が設置されていることを確認する。

教育課程連携協議会の規程上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 (別紙様式2-1-2)

規程上の開催頻度	前年度における開催実績
1年に1回	令和6年3月13日に実施

別紙様式 2 - 2 - 1

筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻

基準 2 - 2 (重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること

分析項目 2 - 2 - 1 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること

【分析の手順】

- ・自己点検・評価を実施するための評価項目が各法科大学院の実情に応じて適切に設定され、これに基づき自己点検・評価を行う手順が明確化されていることを確認する。

分析項目 2 - 2 - 2 自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること

【分析の手順】

- ・自己点検・評価の実施に当たり、各評価項目において、司法試験合格率、共通到達度確認試験の成績、標準修業年限内修了率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われていることを確認する。

分析項目 2 - 2 - 3 自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること

【分析の手順】

- ・共通到達度確認試験の成績等を踏まえて法学未修者の教育の実施状況について点検・評価を実施していることを確認する。

基準 2 - 4 (重点評価項目) 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること

分析項目 2 - 4 - 1 教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること

【分析の手順】

- ・教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、実施状況及び成果を確認する。

自己点検・評価の実施状況が確認できる資料（過去5年分）（別紙様式 2 - 2 - 1）

組織の名称	自己点検・評価において改善・向上等の対応措置が必要とされた事項				対応計画	計画の 進捗状況	前回評価の 指摘事項
	年月	評価項目	内容	分析の状況			
自己点検・ 評価委員会	2024. 6.	3 - 1	3 ポリシーの内容の明確化	3 ポリシーの内容の連関が不十分な点がある。	3 ポリシーの内容の明確化により、内容に十分な連関を持たせた。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
自己点検・ 評価委員会	2024. 4.	3 - 4	他専攻・他学位プログラム学生による当専攻修行科目の履修登録防止	履修登録が認められない他専攻・他学位プログラムの学生が、当専攻事務に無断で履修登録できるシステムとなっている。	シラバスに他専攻・他学位プログラムの学生は受講できない旨を明記することで、これらの学生が履修登録をする可能性を減らした。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
入試委員会	2024. 3.	4 - 3	入試競争倍率の確保	令和6年度入試についても、未修・既修とも3倍を超える入試競争倍率が確保されていることを確認した。	引き続き、大学院説明会等で受験者の確保に努める。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
自己点検・ 評価委員会	2024. 3.	5 - 2	全学生の成績を全教員が確認できるようにする方策	オンライン上では、専攻長・教務委員長・学生委員長を除き、教員は自己の担任する学生の成績表しか確認できない。	学習指導・学習相談を実効化すべく、全教員が全学生の成績表をオンラインで確認できるようにする方法を検討中である。	<input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>

自己点検・ 評価委員会	2024. 2.	2 - 2	自己点検・評価を行う 手順の明確化	自己点検・評価を行う 手順が明文化されてお らず不明確であった。	自己点検・評価に関 する実施要綱と自己 点検・評価の手順に 関する申し合わせを 作成した。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
自己点検・ 評価委員会	2024. 2.	3 - 5	入学前既修得単位認定 の対象科目の再確認	入学前の既修得単位と して認定できない科目 について認定がなされ ているとの指摘を受け た。	文科省にも確認の 上、従前の取り扱い が不適切であったこ とを確認し、2024 年度入学生から適切 な取り扱いに改め た。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
F D企画・ 運営委員会	2024. 2.	2 - 4	共通到達度確認試験の 成績向上	全国平均に比べ大幅に 成績の悪い設問の抽出 を行った結果、前年同 様、特定の科目ではな く各科目に分散して成 績の悪い設問が分布し ていることが明らかと なった。また、憲法・ 刑法・民法の GPA と共 通到達度確認試験の成 績との間に相関関係が あることが確認され た。その結果、未修 1 年生向け授業に関して は特に問題があるわけ ではないとの結論に至	manaba 上での共通 到達度確認試験過去 問の演習や TKC の学 習システムの活用によ って、学生に択一 式試験に習熟しても らうこと、TKC 学習 システムの活用状況 について教員が確認 できるようにするこ ととした。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>

筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻

				った。TKC 学習システムの活用状況と共通到達度確認試験の成績との間には相関関係は見られなかった。			
専攻教育会議	2023. 11.	2 - 4	標準修業年限修了率の向上	標準年限修了率が大学と比べて低く、学生が社会人であることを加味しても適切な水準とは言い難い。	新入学予定者に対して、未修1年次科目の授業録画を視聴する機会を与えた。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
自己点検・評価委員会	2023. 11.	1 - 2	委員会等の規定の整備	委員会等の設置規程を欠き、開催頻度の定めがなされていないものがあった。	専攻内の委員会については、設置規程の新設・改正を行った。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
自己点検・評価委員会	2023. 11.	2 - 3	修了者への調査	修了時学生の意見聴取が全学としては実施されていたものの、専攻として十分ではなかった。	修了時に専攻独自のアンケートを全学のものとは別途実施することとした。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
教務委員会	2023. 10.	3 - 3	段階的教育の実施	在学中受験をする場合、刑法総合演習Ⅰ・刑法総合演習Ⅱを刑法Ⅲよりも先に受講するような時間割になっていた。	刑法Ⅲの開講モジュールを変更して、段階的教育を徹底した。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
教務委員会	2023. 10.	3 - 5	追試験成績の誤公表の防止	追試験成績のシステム	追試験についても本試験と同様に、授業	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/>

				誤った成績が学生に公表された。	担当教員以外の教員によるチェックを成績公開前に行うことを徹底した。	<input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	
FD企画・運営委員会	2023. 9.	2 - 4	標準修業年限修了率の向上に向けた録画配信科目の成績向上	特に未修1年次科目において録画配信科目の方がGPAがやや低い傾向が見られ、標準修業年限修了率低下の一因ともなっていることが確認された。	遠隔授業に関する内規を作成し、録画配信科目について、質問会の開催などこれまでも増して双方向性・多方向性を確保する取り組みを行うこととなった。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
教務委員会	2023. 9.	2 - 5	ICT アンケートにおける満足度の向上	アンケートを分析した結果、良好な結果が得られた。	引き続き ICT を活用した授業を開講し、設備の充実を図ることとした。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
教育プログラム検討委員会	2023. 9.	5 - 2	科目等履修生を経て入学した者の未修1年次GPAの向上	科目等履修生を経て入学した者の未修1年次GPAが想定したほど高くない。	事実の確認は行ったものの、個別に面談を行う以外の方策については検討中である。	<input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
学生委員会	2023. 7.	2 - 4	学生のGPA向上	未修1年次を中心にGPAの低い学生が増加している。	面談を通じて学修時間や学習方法を把握することを通じてGPAの向上に努めている。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
FD企画・	2023. 2.	2 - 4	共通到達度確認試験の	全国平均に比べ大幅に	manaba 上での共通	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/>

筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻

運営委員会			成績向上	成績の悪い設問の抽出を行った結果、特定の科目ではなく各科目に分散して成績の悪い設問が分布していることが明らかとなった。	到達度確認試験過去の演習やTKCの学習システムの活用によって、学生に択一式試験に習熟してもらうこと、TKC学習システムの活用状況について教員が確認できるようにすることとした。	<input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	
教務委員会	2022. 6.	3 - 4	司法試験の在学中受験を可能にするためのカリキュラム改変	法律基本科目の応用科目のうち未修2年次・既修1年次に取得できる単位が11単位に止まっており、在学中受験資格を得ることができない。	未修3年次・既修2年次科目の一部を未修2年次・既修1年次でも受講できることとして、在学中受験資格を得られるようにした。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
専攻教育会議	2021. 9.	3 - 3	司法試験選択科目の単位数増加	司法試験選択科目の単位数は各科目最大で3単位に止まっており、在学中受験をするには2科目以上にまたがって受講しなければならず学生の負担となっていた。	授業の単位数を変更し、各科目最大5単位まで開講できるようにするとともに、4大学間で単位互換協定を締結することで全選択科目の授業を開講できるようにした。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
FD企画・運営委員会	2020. 10.	2 - 3	司法試験合格率の向上	司法試験合格率が全国法科大学院平均を下回	個別型チューターゼミの受講機会の増	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中	<input type="checkbox"/>

筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻

				っている。	加、自主ゼミ結成への呼びかけ等、学生への働きかけをすることとした。	<input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	
専攻教育会議	2020. 4.	4 - 3	在籍者数の管理	在籍者数が収容定員を上回るのが常態となっている。	再入学制度を学生に改めて周知することによって、長期休学者を減らすこととした。また、学修時間の確保ができないことによる休学・留年が多いことから、入学試験の出願書類の志望理由欄にある勉学継続の意志を重視することとした。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
大学改革支援・学位授与機構	2020. 4.	2 - 4	科目区分の配置	授業科目「刑事政策」の教育内容が基礎法学・隣接科目の内容には当たらないため、基礎法学・隣接科目に配置される授業科目にふさわしいものに改めるか、教育内容にふさわしい科目区分に配置されるよう区分整理をする必要がある。	2020 年度カリキュラムから区分を配置換えした。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/>
大学改革支	2020. 3.	3 - 5	成績評価データの兼担	データ共有が不十分で	兼担・兼任教員に対	<input type="checkbox"/> 検討中	<input checked="" type="checkbox"/>

援・学位授 与機構			教員・兼任教員との共 有	あるとの指摘を受け た。	し、授業担当の依頼 時に成績評価データ を送付している。ま た、ホームページで も成績評価データを 公表している。	<input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	
大学改革支 援・学位授 与機構	2020. 3.	5 - 2	修了者の進路・活動状 況の評価	自己点検及び評価にお いて修了者の進路及び 活動状況が評価項目に 含まれていないとの指 摘を受けた。	令和 3 年度自己点検 評価報告書におい て、「第 11 章 修了 者の進路及び活動状 況に関する事項」を 新設した。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/>

※指摘事項、意見など、自己点検・評価において、改善・向上等の対応措置が必要と確認された事項すべてについて記載してください。

※「組織の名称」の欄は、自己点検・評価委員会、教授会、FD委員会等の組織の名称を記載してください。

※「年月」の欄は、自己点検・評価において確認された年月を記載してください。

※「計画の進捗状況」の欄は、該当する状況にしてください。

※「前回評価の指摘事項」の欄は、本評価時に「改善すべき点」として指摘された事項に該当する場合、してください。

基準 2-3 (重点評価項目) 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

分析項目 2-3-1 修了者 (在学中に司法試験を受験した在学生を含む。) の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること

【分析の手順】

・直近5年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率を算出し、全法科大学院の平均合格率と比較して適切な状況にあることを確認する。

・上記手順において適切な状況にあるとは言えない場合は、直近5年間の未修者・既修者別を含む司法試験の合格率と当該法科大学院が自ら目標として設定している合格率を比較し、適切な状況にあることを確認する。

・法曹養成連携協定を締結し、文部科学大臣の認定を受けている場合は、特別選抜により連携法科大学院に進学した認定連携基礎課程からの進学者 (法学部3年次終了後に早期卒業により法学既修者として入学した者や、それ以外の者も含む。) の司法試験の合格率についても算出し、法曹養成連携協定締結時に目標として設定した合格率と比較し、適切な状況にあることを確認する。

司法試験の合格状況 (別紙様式 2-3-1)

各年度における司法試験合格状況

司法試験実施年度	受験者数			合格者数			合格率			基準ごとの分析を行った際に比較した合格率	
	法学未修者	法学既修者	計	法学未修者	法学既修者	計	法学未修者	法学既修者	計	数値	数値の説明
令和5年度	33	18	51	4	13	17	12.12%	72.22%	33.33%	40.67%	全法科大学院の平均合格率
令和4年度	38	17	55	12	6	18	31.57%	35.29%	32.72%	37.65%	全法科大学院の平均合格率
令和3年度	41	19	60	10	9	19	24.39%	47.36%	31.66%	34.62%	全法科大学院の平均合格率
令和2年度	44	12	56	11	4	15	25.00%	33.33%	26.78%	32.68%	全法科大学院の平均合格率
令和元年度	61	16	77	12	6	18	19.67%	37.50%	23.37%	29.09%	全法科大学院の平均合格率

上記のうち、法曹養成連携協定の特別選抜枠による進学者に係る状況 ※該当なし

司法試験実施年度	受験者数	合格者数	合格率	法曹養成連携協定締結時に目標として設定した合格率
○年度			0.00%	
(○-1)年度			0.00%	
(○-2)年度			0.00%	
(○-3)年度			0.00%	
(○-4)年度			0.00%	

- (注) 1. 「○(年度)」には評価実施年度の前年度を記入し、当該年度を起点とした過去5年度分の実績について記入してください。
2. 「受験者数」、「合格者数」欄には、司法試験が実施された各年度における、下記の状況が分かるよう記入してください。
・5年の評価期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験を合格した者の割合
3. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値(小数点第5位を切り捨て)が自動表示されます。
(例:合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567 \dots \approx 0.1756$ となり、『17.56%』で表示されます。)
4. 「基準ごとの分析を行った際に比較した合格率」欄には、分析を行った際に比較した合格率の数値と、数値の説明(全法科大学院の平均合格率、当該法科大学院の過去5年間の平均合格率等)を記入してください。
5. 法曹養成連携協定を締結していない場合は、下段の表(「上記のうち、法曹養成連携協定の特別選抜枠による進学者に係る状況」)への記入は不要です。
その場合は、E19セルのプルダウンリストにより「※該当なし」を選択して表示してください。

修了年度別修了者における司法試験合格状況

修了年度	修了者数	合格者数						合格率
		司法試験実施年度						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計	
令和4年度	17					7	7	58.87%
令和3年度	25				9	3	12	
令和2年度	24			10	4	1	15	
令和元年度	20		6	3	2	1	12	
平成30年度	21	8	4	3	2	0	17	

- (注) 1. 「○(年度)」には評価実施年度の前年度を記入し、当該年度を起点とした過去5年度分の実績について記入してください。
 2. 「修了者数」欄には、司法試験を受験しなかった者を含めて、当該年度に修了した者の人数を記入してください。
 3. 「合格者数」欄には、各修了年度における修了者のうち、司法試験に合格した者の人数を記入してください。

基準2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

分析項目2-5-1 教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること

【分析の手順】

- ・教員の任用や昇任等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の基準を定めていることを確認する。
- ・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況を確認する。
- ・教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されていることを確認する。

教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）

	分類		令和6年度				令和5年度				令和4年度				令和3年度				令和2年度					
			教授	准教授	講師	助教																		
採用	専任教員	研究者	研・専						1			1												
		実務家	実・専																1		1			
		実務家・みなし	実・み					1								1								
		兼務研究者	専・他																					
		兼務実務家																						
	兼担教員	兼担						1																
	兼任教員	兼任																						
合計				0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	
昇任	分類				教授	准教授	講師	助教	教授	准教授	講師	助教												
	専任教員	研究者	研・専					1				1												
		実務家	実・専																					
		実務家・みなし	実・み																					
		兼務研究者	専・他																					
		兼務実務家																						
	兼担教員	兼担																						
	兼任教員	兼任																						
合計				0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 1. 評価実施年度の5月1日現在で記入してください。

2. 「専任教員」欄の「実・み」については実務家みなし専任教員（年間4単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者）数、「専・他」については法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員数を記入してください。

別紙様式2-5-2

筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻

基準2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

分析項目2-5-2 法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること

【分析の手順】

- ・教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価の継続的（定期的）な実施について、規則等で規定していることを確認する。

教員評価の実施状況（直近3回程度）（別紙様式2-5-2）

評価実施年度	評価対象者数	評価結果の概要			
令和5年度	9名	S：0名	A：6名	B：3名	C：0名
令和4年度	8名	S：0名	A：4名	B：4名	C：0名
令和3年度	10名	S：0名	A：3名	B：7名	C：0名

- S（ビジネスサイエンス系（系の中の分野）の平均水準を大きく上回っている）
- A（ビジネスサイエンス系（系の中の分野）の平均水準を上回っている）
- B（ビジネスサイエンス系（系の中の分野）のほぼ平均的な活動内容である）
- C（ビジネスサイエンス系（系の中の分野）においてBを下回る活動内容である）

別紙様式2-5-3

筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻

基準2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

分析項目2-5-3 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること

【分析の手順】

・FDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業参観等）及び実施状況（教員参加状況を含む。）を確認する。FDの実施に当たっては、教育課程方針に則した授業及び成績評価が実施されるよう、成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標についての認識の共通化が図られていることを確認する。

FDの実施内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-3）

取組	主催	実施内容・方法（年・月）	参加者数
教育成果の分析	FD企画・運営委員会	共通到達度確認試験の成績と授業の成績の相関関係の分析（2024.3）	10人
授業参観	FD企画・運営委員会	録画の視聴による授業の相互参観（2023.6・10～12）	14人
教育成果の分析	FD企画・運営委員会	録画配信科目と対面・同時オンライン科目の成績比較（2023.9）	13人
教育成果の分析	FD企画・運営委員会	共通到達度確認試験の結果分析（2023.2）	12人
教育方法の研究	FD企画・運営委員会	ペンタブレット使用方法の実演（2023.2）	12人

別紙様式3-7-2

基準3-7 専任教員の授業負担等が適切であること

分析項目3-7-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること

【分析の手順】

- ・研究専念期間について定めた規則があるか確認する。また、過去5年間に研究専念期間を取得した教員の人数や期間等の実績を確認する。

過去5年間ににおける教員の研究専念期間取得状況（別紙様式3-7-2）

年度	研究専念期間を取得した教員数	実施状況(期間を含む)	規則等
令和5年度	0名		
令和4年度	0名		
令和3年度	0名		
令和2年度	0名		
令和元年度	0名		

別紙様式4-2-1

筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻

基準4-2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目4-2-1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること

【分析の手順】

- ・ 入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。その際、法科大学院を設置する大学の学部卒業（予定）者等が有利とされない措置がなされていることを確認する。
- ・ 入学者選抜の方法が学生受入方針に適合していることを確認する。
- ・ 「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に則して実施していることを確認する。
- ・ 法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を図ることができる試験（法学検定試験等）の結果を加点事由としていないことを確認する。
- ・ 入学者選抜の実施方法や実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者及び飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。
- ・ 社会人や法学以外を専門とする者など多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。
- ・ 身体に障害のある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。

入学者選抜の方法一覧（別紙様式4-2-1）

入学者選抜の種類	選抜方法	入学者選抜要項等の記載ページ
一般選抜	法学未修者：論文式試験・口述試験・書類審査の結果を総合して合否を決定する。 法学既修者：論文式試験・口述試験・書類審査の結果を総合して合否を決定する。	https://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/entrance/yoko/

基準4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目4-3-1 在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと

【分析の手順】

- ・過去5年間の収容定員（入学定員の3倍の数をいう。）に対する在籍者数（原級留置者及び休学者を含む。）の割合を確認する。
- ・上記の割合が継続的に100%を上回っている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

分析項目4-3-2 収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること

【分析の手順】

- ・過去5年間の入学定員に対する実入学者数の割合が50%を下回っていないことを確認する。
- ・過去5年間の入学者数が10人を下回っていないことを確認する。
- ・過去5年間の競争倍率が2倍を下回っていないことを確認する。
- ・上記の割合、人数又は倍率が下回っている場合は、入学者受入方針に従って適切な選抜が実施されていることを確認し、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

学生数の状況（別紙様式4-3-1）

入学者選抜の状況

年度	種別	入学定員【a】 (人)	志願者数 【b】 (人)	受験者数 【c】 (人)	合格者数 【c】 (人)	競争倍率		入学者数		入学定員充足率 【d/a】(%)	入学者数内訳									
						法学未修者、法 学既修者別 【b/c】	全体	法学未修者、法 学既修者別 (人)	合計【d】 (人)		I 自大学の法学関係の 学部出身者		II 自大学の法学関係以外の 学部出身者		III 他大学の法学関係の 学部出身者		IV 他大学の法学関係以外の 学部出身者		V 法曹コース出身者	
											実際の経験を有 しない者 (人)	実際の経験を有 する者 (人)	実際の経験を有 しない者 (人)	実際の経験を有 する者 (人)	実際の経験を有 しない者 (人)	実際の経験を有 する者 (人)	協定先の法曹 コース出身者 (人)	協定外の法曹 コース出身者 (人)		
2024年度	法学未修者	36	201	181	32	5.65	6.75	26	38	105%	0	0	1	0	11	0	14	0	0	
	法学既修者		147	116	12	9.66		12			0	0	0	1	0	1	0	0		
2023年度	法学未修者	36	161	155	30	5.16	6.07	25	34	94%	0	0	0	0	9	0	16	0	0	
	法学既修者		116	94	11	8.54		9			0	0	0	9	0	0	0	0		
2022年度	法学未修者	36	122	114	30	3.80	4.47	27	35	97%	0	0	0	0	6	0	21	0	0	
	法学既修者		79	65	10	6.50		8			0	0	0	5	0	3	0	0		
2021年度	法学未修者	36	94	84	32	2.62	2.79	30	39	108%	0	0	0	0	12	0	18	0	0	
	法学既修者		51	36	11	3.27		9			0	0	0	5	0	4	0	0		
2020年度	法学未修者	36	96	89	38	2.34	2.84	35	42	116%	0	0	0	0	11	0	24	0	0	
	法学既修者		48	42	8	5.25		7			0	0	0	0	3	0	0			

実務の経験を有する者の定義

フルタイムで働く被用者である者・被用者であった者又は一定の資格（弁理士、税理士、公認会計士など）に基づいて事務所を経営している者・経営していた者、あるいは自営業を営んでいる者・営んでいた者

他学部出身者の定義

法学部以外の学部の出身者

在籍者数等の状況

年度	種別	収容定員 【e】 (人)	1年次				2年次				3年次				在籍者数 合計【j】 【f1+f2+f3】 (人)	内数(人)			収容定員に対する 在籍者数の割合 【j/e】(%)	退学者数 (人)	修了者数		
			在籍者数 【f1】 (人)	内数(人)			在籍者数 【f2】 (人)	内数(人)			在籍者数 【f3】 (人)	内数(人)				長期履修生数 【g1+g2+g3】 (1+2+3)	長期履修生数 (人)	長期履修生数 (人)					
				長期履修生数 【g1】	原級留置者数 【h1】	休学者数 【i1】		長期履修生数 【g2】	原級留置者数 【h2】	休学者数 【i2】		長期履修生数 【g3】	原級留置者数 【h3】	休学者数 【i3】									
2024年度	法学未修者	108	49	3	23	9	29	4	18	8	34	8	18	10	133	15	60	28	123%				
	法学既修者						13	0	1	1	8	0	0	0									
2023年度	法学未修者	108	47	3	22	13	38	7	20	6	36	10	16	5	139	20	59	24	129%	16	1	19	4
	法学既修者						9	0	0	0	9	0	1	0									
2022年度	法学未修者	108	53	6	26	11	33	7	18	6	27	8	11	5	129	21	55	22	119%	6	2	11	2
	法学既修者						8	0	0	0	8	0	0	0									
2021年度	法学未修者	108	53	4	23	14	27	2	10	3	28	7	9	7	126	13	45	26	117%	7	1	16	3
	法学既修者						9	0	0	1	9	0	3	1									
2020年度	法学未修者	108	50	6	15	8	25	6	14	3	26	7	10	4	120	20	40	16	111%	9	0	16	5
	法学既修者						7	0	0	0	12	1	1	1									

- (注) 1. 学生数の状況については、評価実施年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 入学者選抜の状況の「入学者数内訳」の「自大学の法学関係の学部出身者」とは、当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科若しくは課程等に在学、又はこれらを卒業した者をいいます。
 3. 入学者選抜の状況の「入学者数内訳」欄において、「I 自大学の法学関係の学部出身者」～「IV 他大学の法学関係以外の学部出身者」欄に記載される人数は、法曹コース出身者の人数も含めた人数を記載してください。
 4. 入学者選抜の状況の「競争倍率」、「入学定員充足率」は、小数点第3位以下を切り捨てた値が自動表示されます。
 (例: 「競争倍率」欄について、受験者数が180人、合格者数が87人の場合には、180÷87=2.068…と【2.06】で表示されます。)
 5. 「実務の経験を有する者の定義」及び「他学部出身者の定義」については、当該法科大学院が定めるそれぞれの定義を記入してください。